

# 令和5年度静岡県留学生デジタルプラットフォーム構築業務委託要求仕様書

## 1 委託業務名

令和5年度静岡県留学生デジタルプラットフォーム構築業務委託

## 2 ビジョンと業務の目的

### (1) ビジョン

外国人高度人材が生き生きと活躍する静岡県

### (2) 業務の目的

コロナ禍で激減した留学生の獲得と定着の強化に向け、アフターコロナを見据えた留学生支援の充実を図るため、DXと対面の効果的な融合により、就職（出口）の成果が留学生受入れ（入口）の拡充につながる好循環システムを構築する。海外学生のニーズを把握・分析し、ウェブやオンラインを活用した情報発信を強化することにより、「静岡県」「静岡県の高高等教育機関」への興味を喚起する。ニーズを可視化し、選びやすい状況にする過程で静岡留学への意識付けを行うとともに将来のキャリアを静岡県で実現するイメージを与え、県内への入学促進と定着増を図る。

### (3) 事業概要

区分	概要
学習プラットフォーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>ふじのくに地域・大学コンソーシアムの留学生デジタルプラットフォームに、留学生の「知りたい」に応えるコンテンツを追加するほか、オンライン相談システムやFAQを導入する。</li> <li>デジタルを活用した就職促進プログラムを開発し、反復学習を可能にするとともに、将来的にはオンライン上でのインターンシップや、企業との交流を可能としていく。</li> </ul>
対面とデジタルの融合	<ul style="list-style-type: none"> <li>獲得強化国（ベトナム、インドネシア、スリランカ）に「海外コーディネーター」として配置した現地人材等の現地での対面の活動をデジタルで支援し、デジタルプラットフォームを活用したリクルーティングを強化する。</li> </ul>
ネットワークの構築と人材育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>入学前、在学中から卒業後も利用できるオンラインコミュニティを構築し、プラットフォームを活用した人材発掘や育成を行う。</li> </ul>

## <静岡県留学生デジタルプラットフォームが目指すイメージ>

### 目指す将来像

- 人口減少が進む本県の持続的な発展を支える外国人留学生の県内定着の促進
- 学生の多様性を養い、グローバルな視点を兼ね備えた人材の育成
- グローバル化の推進による本県高等教育の活性化、質の向上

### システムイメージ



デジタルを活用し、渡日前から本県への定着を見据えたビジョンを提示し「静岡県を選ぶ」意識を醸成するとともに、県内への就職を促進する。（多言語ウェブシステム）



**静岡留学を促進する  
デジタルコンテンツ**

- ✓ 留学生の“知りたい”に応えるコンテンツ制作、伴走型情報発信
- ✓ オンライン進学説明会の開催 等
- ✓ 留学生の疑問に応える相談システムの構築（チャットボットの活用等）



**キャリア教育/就職支援**

- ✓ デジタルを活用した就職促進プログラムの開発・受講
- ✓ オンラインインターンシップ



**ネットワーク構築**

- ✓ オンラインコミュニティ構築（本県を応援する人材の発掘）
- ✓ 海外コーディネーター育成プログラムの開発

入学前（獲得強化）

大学在学中（県内定着強化）

卒業後（帰国人材活用）

## 4 基本事項

### (1) 提案事項

当公募は要求仕様書に基づき、企画提案書で提案された内容について、委託者受託者双方が合意した業務を委託する提案型である。要求仕様書に記載されていない、又は記載内容とは異なるが、目的達成のためにより効果的なアイデアがあり、それが委託限度額内で実現可能な場合は、積極的に提案すること。

要求仕様書の記載内容について、実現が難しい場合は、その旨を記載すること。

また、要求仕様書の記載内容を全て実現すると委託限度額を超過する場合には、委託限度額の範囲内で実現できる範囲を明記すること。（個々の見積金額を明記することが望ましい。）

### (2) コンセプト

静岡県の魅力を伝え、静岡県への留学と卒業後の県内定着を促進するデザインやコンテンツとすること。

### (3) ターゲット

①日本への留学を希望又は検討している外国人（高校生～大学院生）

②自国以外の国への留学を希望又は検討している外国人（高校生～大学院生）

③静岡県の高等教育機関に在学中で、日本の企業に就職を考えている留学生

### (4) プラットフォームの管理者及び更新者

プラットフォームの管理者は委託者とし、管理者が更新権限を付与した場合は、管理者以外であっても更新できるものとする。

なお、プラットフォームの更新に当たっては、管理者が内容を承認した場合に限り、ページを公開できるものとする。

### (5) 使用言語

プラットフォームは、日本語及び英語でそれぞれ作成すること。後述する追加ページについてはベトナム語とインドネシア語で作成すること。

### (6) スマートフォン・タブレット対応

スマートフォンやタブレット向けのコンテンツを別に作成することなく、最適化して表示できること。

### (7) 公開開始時期

新規項目は、以下の時期に段階的に公開することを希望する。以下のスケジュールが困難である場合は代替りのスケジュールを提案すること。

第1次公開：令和5年9月上旬

就職促進プログラムのうち、以下を含む全体の1/4程度の機能公開を想定する。

- ・日本の就活の特徴とタイムスケジュール
- ・在留資格
- ・追加ページの作成のベトナム語のページ

第2次公開：令和6年2月中旬

## 5 契約期間

契約締結日から令和6年2月29日(木)まで

## 6 業務の内容

デジタルプラットフォームを以下の観点で強化する。実施に当たっては、海外からのアクセスを意識し、外国人利用者のニーズや最新のデジタル技術のトレンドを踏まえた効果的なデジタルコンテンツを提案すること。なお、教育プログラムの内容等については委託者が内容を提示する。

- ・デジタルを活用した、就職促進のための教育プログラムの追加。これにより、反復学習を可能とするとともに、習熟度合いを示す仕組みも追加し、自身の習熟度合いを実感しながら学習する環境を整える。
- ・メタバース等最新のIT技術を活用し、留学生や卒業生が就職面接などを疑似体験できる環境を追加する。
- ・就職後に、高度人材として就職した留学生が、自国の仲間と繋がるためのコミュニティ支援機能を追加する。

- ・就職を考えた時に、最初に静岡県での就職を考えるように、静岡県の良さを留学中に実感できるための情報提供を強化する。

(1) 新規開発項目

[学習プラットフォーム]

①e-ラーニングシステム：優先度の高い要求

留学生や卒業生などの高度人材の、県内企業への就職を促進する以下のような就職促進プログラムを構築する。このプログラムはデジタルの仕組みによる、利用者の操作への適切な反応などにより、楽しみながら、何回もアクセスする中で習熟する内容とし、ホームページに利用者が何回もアクセスするきっかけとなるものとする。各プログラムの構成やシナリオについては委託者が提示し、受託者はその実現に向けた最適な実現方法の提案と実装を行う。

なお、以下の条件も満たすこと。

- ・利用状況が確認できるログ機能の搭載
- ・複数の利用者が同時に利用することを想定し、10人程度が同時に利用可能なシステムであること。
- ・会員限定の機能とし、会員登録した利用者のみが利用可能とすること。

<就職促進プログラムのイメージ>

カテゴリー		プログラム名称	備考
プログラム紹介	使い方	就職促進プログラムの使い方	当プログラムの紹介、使い方のオリエンテーション
【キャリア教育】 ～静岡県の企業で活躍する為の基礎知識を養う	地域を知る	静岡県の経済・産業	静岡県の地域の産業の特色、県内企業の特徴について
	地域を知る	静岡県の企業について	静岡県企業の魅力、企業が求める人材について
	基礎知識	日本の就活の特徴とタイムスケジュール	日本における就活の特徴、内定獲得までのスケジュール
	基礎知識	在留資格	日本での就職のための在留資格とその注意点について
【就職支援】 ～就活における実践力を向上させる	実践知識	履歴書、エントリーシートの書き方	企業エントリー時の書類の説明と注意点
	実践知識	面接マナー	採用面接時のマナー、振る舞いについて
	実践知識	ビジネスシーンでの日本語	ビジネスシーンで使われる日本語について
	地域を知る	ふじのくに地域・大学コンソーシアムの就職支援のイベント紹介	各種就職支援講座、企業交流会、職場体験、インターンシップなどの紹介

注：各プログラムは(2)コンテンツの作成で後述するような構成を想定している。作成に当たっては、委託者が提供する教育資材も参考にして、活用を検討すること。

②オンライン相談システム(チャットボット)：優先度の高い要求

チャットウィンドウを準備し、問合せに対し、適切なページを紹介すること。

[対面とデジタルの融合]

①疑似体験による学び

利用者が日本特有のイベント(就職面接等)を疑似的に体験し、習熟できる環境を整えること。

②追加ページの作成：優先度の高い要求

留学生獲得強化国(ベトナム、インドネシア、スリランカ)に特化したページを追加すること。令和5年度はベトナム、インドネシアの2か国に向けて、それぞれの公用語で各1ページ構築すること。

掲載内容としては、動画とテキストを想定している。これらのコンテンツについては委託者が用意し、受託者はデザインに沿った配置を行う。また、運用状況を監視し、より効果的な情報発信についても提案すること。

[ネットワークの構築と人材育成]

①コミュニティ：優先度の高い要求

既存のSNSのコミュニティ機能との連携等により、登録者がコミュニケーションできる機能を委託者受託者双方で検討し構築すること。

## (2) コンテンツの作成

eラーニングシステムを構築すること。各プログラムの構成やシナリオについては委託者が提示し、受託者はこれを実現するための具体的な講義の資料や動画を作成すること。想定する内容としては、全体を説明する動画2本、各講義の説明資料10ページ程度、各プログラムの習熟度合いの把握とそれに応じたリワードの設定等を行うこと。全体でパワーポイントの講義資料90枚程度、動画2本程度を想定している。コンテンツ作成に当たって必要となる、講師、外国人留学生等の手配は委託者が行い、受託者は撮影編集及び効果的な配置を行うものとする。

## (3) 現行システムの保守管理

現在運用しているシステムの維持、必要な改善を行うこと。

プラットフォームへのアクセス解析を毎月行い、改善提案を行うこと。新に追加する就職促進のコンテンツについても公開後改善も積極的に提案すること。

## (4) 現行システムとの親和性

新規に開発するコンテンツは、既に構築されたホームページと統一されたデザインとすること。

## (5) 委託者への支援

### ①運用マニュアルの作成

運用に必要なマニュアルを作成し、紙媒体で1部と電子データ（修正可能なデータとする。）を提出すること。

### ②操作方法のレクチャー

各機能の操作、システムの改善に向けた運用解析等に関するレクチャーを行うこと。

### ③アクセス解析

プラットフォームへのアクセス解析を行い、プラットフォームの改善提案を行うこと。

### ④相談への対応

操作方法やトラブル対応について、電話又はメールでの相談に対応すること。

## (6) 運用保守

### ①範囲

情報セキュリティ対策の実施、障害への対応及び委託者からの相談への対応とする。

### ②契約期間後の運用保守に要する費用の明示

プラットフォームの維持や運用保守に関して必要な全ての費用と内訳を提示すること。

## (7) 委託者と受託者との連携

委託者と受託者は密に連携し、目的を達するために常に最善の提案を行い、双方合意した事項を業務に反映させること。また、受託者は、定期的な進捗状況の報告や問題発生時の報告を行うこと。

## 7 開発に当たっての制約条件

以下の現行システムを活用した開発とすること。システムを変更する場合は変更に必要な費用及び運用に必要な費用を提示すること。

①対象となるプラットフォームは <https://studyinshizuoka.jp/> で運用中。

②開発プラットフォームは [movable.type.net](https://movable.type.net) を利用している。

③以下の SNS と連携すること。

Facebook: StudyInShizuoka

Instagram: studyinshizuoka

その他システムの改善に当たっての留意点書詳細については添付資料1

「MovableType.net 機能一覧」と添付資料2「サイトマップ」を参考にすること。

## 8 成果物

(1) 開発計画書（作業工程、開発体制、作業・責任分担、前提条件 等）

(2) 設計書（サイトマップ、ワイヤーフレーム、セキュリティ使用 等）

(3) コンテンツデータ

(4) プラットフォーム要求仕様書（機器・利用ソフトウェア 等）

(5) 操作マニュアル（コンテンツ更新作業手順 等）

- (6) テスト要求仕様書兼報告書（各種テスト実施結果 等）
- (7) その他委託者が必要とした資料

## 9 納 期

- (1) 「8 成果物」(1)：契約後 10 日以内
- (2) 「8 成果物」(2)：契約後 1 か月以内
- (3) 「8 成果物」(3)～(7)：令和 6 年 2 月 29 日まで

## 10 契約不適合の担保責任

納品後 1 年間は、業務の成果物に不備があり、委託者が修正の必要があると判断した場合は、受託者は速やかに不備の内容に関して調査し回答するものとする。当該調査の結果、成果物に関して瑕疵などが認められる場合には、受託者の責任及び負担において速やかに修正を行うものとする。

なお、修正を実施する場合において、修正方法等を事前に委託者の承諾を得てから着手し、修正結果等について委託者へ報告すること。

## 11 著作権

本業務の成果物及び電子データ等に含まれる第三者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に行うこととし、その経費は委託料に含まれることとする。本業務の成果物及び電子データ等の作成者の著作権は、当該成果物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

## 12 留意事項

- (1) この要求仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者との協議により決定する。
- (2) 契約の履行について不明な点がある場合は、事前に委託者と協議し、これを確定すること。
- (3) 事故等が発生した場合は、速やかにこれを処理し、直ちに委託者に連絡すること。
- (4) 契約後において委託者が必要であると認めるときは、受託者と協議の上、契約の内容を変更することができる。